

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

8 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ISDN回線サービス終了に伴う AnserDATAPORT導入対応業務委託	その他代行 －電気通信 事業	NECフィールディング株式会 社 西日本営業本部 関西第 一営業部	¥1,840,300	令和3年8月4日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—
2	令和3年度 大阪市水道局情報システム統 合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機 能設定等業務委託	情報処理－ 情報処理	NECフィールディング株式会 社 西日本営業本部 関西第 一営業部	¥5,566,000	令和3年8月23日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	—
3	令和3年度 東淀川浄水場配水ポンプ回転 速度制御設備保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社日立産機テクノサー ビス 大阪事業所	¥4,141,500	令和3年8月31日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	—

随意契約理由書

1 案件名称

ISDN 回線サービス終了に伴う AnserDATAPORT 導入対応業務委託

2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、水道使用者からの上水道料金及び下水道使用料の収納にかかる口座振替業務等で使用中の ISDN 回線を利用したデータ伝送サービスが令和 6 年 1 月に終了することに伴い、ゆうちょ銀行が令和 4 年度から AnserDATAPORT へ完全移行するため、令和 3 年度中に AnserDATAPORT を導入する上で新規回線の引き込みを行う必要があります、大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）との接続及びネットワークの設定変更等を行うものです。

現行の統合基盤等の運用保守については、「大阪市水道局情報システム統合基盤運用保守業務委託」の業務となっており、同業務委託の契約は NEC フィールディング株式会社と締結しています。

本業務には統合基盤等に関する専門知識を有するほか、現在稼働中の統合基盤等に障害が発生しないよう、その影響に関して十分に検討し、細心の注意を払ったうえで作業を行わなければならない、万が一、不具合が発生した場合には統合基盤等への影響を最小限に抑える必要があります、その場合には迅速な原因究明と対策が急務となるため、統合基盤等の構成（ネットワーク構成を含む）及び設定状況等の知識を有していることが必要となります。

さらに、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることが出来るのは、NEC フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、局内におけるファイル共有、メール、ポータルサイト、インターネット閲覧等のサービスを提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）において、局内におけるテレワーク環境を提供するために構築した外部リモート接続機能の継続使用に必要な設定を行い、ライセンス（1年間）の延長を行うものです。

統合基盤等につきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築された構成となっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり統合基盤等に障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧する必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはNECフィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部ICT推進課（電話番号06-6616-5411）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 東淀川浄水場配水ポンプ回転速度制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、東淀川浄水場配水ポンプ場に設置している回転速度制御設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組合わせて製作したものです。保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

当該設備にかかる保守点検業務は株式会社日立産機テクノサービスへ移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社日立産機テクノサービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）